

国際法における国有化と補償の法理 (二)

横 川 新

目 次

はじめに

一、問題の所在

- (1) Rose-Mary 事件 (アデン判決)
- (2) Miriella 事件 (ウヘニス判決)
- (3) 出光興産事件 (東京地裁判決)
- (4) 問題点

二、補償を行う理論的根拠

- (1) 収用に伴う犠牲負担のバランス
- (2) 不当利得

国際法における国有化と補償の法理

三、補償の法的性質

- (1) 補償の性質
- (2) 補償と損害賠償
- (3) 国有化と補償

国際法は二つの意味において「ゲンシ的」性格を有すると云われている。第一は、国際法の背景たる国際社会において、権力が分散し、それぞれ主権を有する国家によって多元的に構成され、動かされているという意味においての原子論的 (atomistic) 性格であり、今一つは、国内法の精緻なる統治制度、特に法定立過程と比較した場合に国際法に見られる原始法的 (primitive) 性格である。この点に関しては、国際法はその法源として、主として慣習法に頼らざるをえず、必然的に国際社会の進化・変動に対して容易には対応しえないという欠陥を有している。国有化を含めて、外国人財産の保護に関して適用さるべき国際法の伝統的法原則が、それと基盤を異にする政治的・経済的イデオロギーから生まれた新しい見解と対立し、厳しい試練を受けていることは、そのあらわれとも考えられよう。そして、社会主義諸国或いは後進資本主義諸国が、現行国際法体系の中で、その妥当性を争っている外国人財産の保護を基調とした国家責任の原則の中で、特に問題とされる点は補償に関するものである。すなわち、収用措置に伴い外国人財産に損害が生じた場合、国家に対して補償義務が生ずるか否か、補償を行うとすれば、それはいかなる根拠に基いてなされるか、またいかなる法的性質を有するか等々の問題であり、更に欧米諸国が伝統的に主張する「十分、即時、実効的」補償の概念が、今日の国際社会においていかなる

程度の妥当性を有するかという問題につながっていくのである。

本論文においては、これら補償に関する問題について検討するが、先ず問題の設定のために、第二次大戦後の国有化⁽²⁾の内でも問題点が多かった、一九五一年のイランにおけるアングロ・イラニアン石油会社国有化事件を採り上げ、この事件をめぐる三つの国内裁判所の判決の中から問題の所在を明らかにしてゆきたい。

一、問題の所在

一九四九年來、イラン政府はアングロ・イラニアン石油会社と石油採掘料金引上げ問題をめぐって争いを続けていたが、イラン議会は一九五一年三月、石油国有化法を可決し、石油会社の財産を国有化した。英国政府はこれに抗議して問題を国際司法裁判所に提訴した。裁判所はイラン側の先決的抗弁を認め、一九五二年七月、同裁判所が本件に関して管轄権を有しない旨の判決を下し、英国の請求を却下した。かくして国際司法裁判所は、外人財産の国有化という問題に直接解答するに至らず、その結果アングロ・イラニアン石油会社は、イランにおける新会社たるイラン石油国有会社から石油を買付けた外国船舶の寄港先の国内裁判所に対して訴を起し、その所有権を争う態度をとった。この結果、一九五二年から五三年にかけて、アングロ・イラニアン石油会社がつて所有した石油の所屬をめぐって、英領アデン、ヴェニス、東京の三ヶ所において裁判が行われ、国有化と補償の關係についても様々な議論がなされたのである。以下各事件を追ってみよう。

- (1) Rose-Mary 事件 (アデン判決) 一九五三年一月九日

Anglo-Iranian Oil Co. v. Jaffrate⁽³⁾

国際法における国有化と補償の法理

国際法における国有化と補償の法理

〔事実〕

一九五一年、イランがアングロ・イラニアン石油会社を国有化した後に、イラン政府は七〇〇トンの石油をイスの Bubenbergl 社に売却した。同社は Rose-Mary 号をチャーターし、イラン石油国有会社から購入した前記石油をイタリアに運ぶ途中、船舶所有者の命令により、アデンに入港した。アングロ・イラニアン石油会社は、Rose-Mary 号にある石油が、会社の所有である旨主張し、Jaffrate (船長) 他に対する石油返還請求を、アデン裁判所に提訴した。

〔判決理由〕

「原告は、石油国有化法が補償を伴わない収用であるから、国際法違反のものであり、事実上没収に他ならぬ」という。また当裁判所が、適当な場合には国際法を執行する (administer) 義務があるので、国際法に反するいかなる行為をも認めることを拒否すべきであると主張する。したがって、この収用が補償を伴っていたか否かが決定されなければならない」。

かくして裁判所は、イラン国有化法第二条と第三条、及び一九五二年九月二四日付、チャーチル宛の書簡で、モザデグ首相のなした補償問題に関する提案を検討し、国有化の国際法的側面、特に補償の問題に関して次の如く述べている。

「国際法に関して、補償」という語が何を意味するかを議論する場合、補償とは「十分、実効的かつ即時」のものでなければならぬと云われてきた。この「十分」という問題を裁判所が決定することは、しばしば困難であり、明らかにこれは、外国財産国有化の域外適用の効果をとり扱う場合に、他の事件との関連において、相当

の紛議をひき起こしたし、また今後もひき起こすであろう。しかし本件においては、何等の補償なしに収用が行われ、したがってこれが没収であるという原告の主張は正しいと考える」。

かくして裁判所はイランの国有化措置が補償なき没収であると断定し、原告アングロ・イラニアン石油会社の主張を認め、石油は原告に返還すべきものであるとの判決を下した。

(2) *Miriella* 事件 (ヴェニス判決) 一九五三年三月一日

Anglo-Iranian Oil Co. v. Societa Unions Petrolifere Orientale⁽⁴⁾

〔事実〕

原告アングロ・イラニアン石油会社は、被告オリエンターレ石油合同会社(イタリア)がイラン石油国有会社から購入し、タンカー *Miriella* 号によりヴェニスに輸送した石油は、イラン政府によって不当に国有化された石油の一部であり、したがって原告はこの石油に対する所有権がありと主張し、裁判所に対し権利回復の請求を行った。

〔判決理由〕

「イラン国有化法第二条及び第三条は、原則として補償を規定し、補償額決定の手続きを定めたものである。⁽⁶⁾したがってイラン国有化法は、アングロ・イラニアン石油会社に対する補償の支払を排除するものではない。

本事件において、補償に関しては、原告がその手続に従うことを拒絶したとしても、特別の手続、立法の可能性があり、これは政府機関によってその実施が保障されている。またモザデグ首相は、アングロ・イラニアン石油会社に対し、一九五一年九月以来、国有化前の会社の株価或いは産業の国有化を規定した国内法を基礎に、補

国際法における国有化と補償の法理

償支払をすすめることを提案している。

これらを検討した場合、補償は見せかけのもの (illusory) であるとすると会社の主張を認めることは出来な
い。」

以上の結果、裁判所は原告アングロ・イラニアン石油会社の請求を棄却した。

(3) 出光興産事件 (東京地裁判決) 一九五三年五月二七日

アングロ・イラニアン石油会社対出光興産株式会社⁽⁶⁾

〔事実〕

被申請人、出光興産は、一九五一年のイラン石油国有化施行後、イラン石油国有会社から石油を購入し、日本に輸送した。申請人はその石油が、申請人とペルシア政府との間に結ばれた一九三三年の利権協定に基いて得られたものであり、イラン石油国有化法の施行によっても、その所有権を失うものではないとの理由で、前記石油に対する被申請人の占有を解き、譲渡その他一切の処分行為を禁ずる旨の判決を求めて、仮処分の申請を行った。

〔判決理由〕

イランが行った国有化の合法性に関して、裁判所は

「イラン政府は、国有化法第二条において、申請人の財産収用の補償金に充てるためにイラン国政府に、ミリ・イラン銀行その他の銀行に通常石油収入の二五％以内を採掘費差引の上、預入れる権限を与えていること、及び同法第三条において、イラン国政府は混合委員会の監督の下に、申請人の請求権をも調査し、イラン国議会の

承認をえて、補償を支払うべきことを定めて、申請人が補償を求めらるることを明記していること、及びイラン国政府は、第三条に基く補償金預託口座をミリ・イラン銀行に開設済の事実、及びイラン国政府は、正当な補償をなすべき義務を確認し、その交渉に応ずる意見を表明していること」等の諸点から、国有化財産に対する補償が用意されていると認定する。そして更に

「本件国有化の場合の如く、収用される権益の規模、内容が複雑尠大にして、その正当なる補償の金額の確定に著しき困難が予想され、即時の履行が困難であると共に、その履行の場合においても、それが正当なる金額なりや否やに紛議の生ずることの予想される特殊の場合においては、これが即時の補償を支払うことを必須の要件とすることは、一面妥当を欠くきらいを免れず……補償の有無の問題としては叙上の如き確定的支払意思の表明並びにこれに伴う補償金預託口座開設の如き具体的準備のそなわれる事実によって、いわゆる収用のための補償あるものとみなすのが妥当と考えられる」。

以上の理由によりイランの国有化措置は国際法違反を構成せず、申請人の本件石油に対する所有権は認められないとして、裁判所は、アングロ・イラニアン石油会社の仮処分申請を却下した。

(4) 問題点

アングロ・イラニアン石油会社の国有化という同一事件から、右の如く三つの相異なる国内裁判所の判決が出た訳であるが、その中で特に補償に関係ある部分を取り上げて整理してみると次の通りである。

a. 国家が、その領域内において外国人財産を含む財産の国有化を行うことに対して、積極的に反対しているものはない。すなわち国有化行為自体は、国家の管轄権の行使として認めているものと考えられる。

国際法における国有化と補償の法理

b. 国有化と補償との関係については

アデン判決は「本件に関する限り、本裁判官は、収用が何等の補償も伴わなわなないでなされ、没収であるという原告の主張を真実と認める他はない」と述べ、裁判所は

補償なき収用Ⅱ没収Ⅱ国際法違反

という原告の主張を承認している様に思われる。

ヴェニス判決は、この問題を正面からは論じていないが、「イラン国有化法は、原則として補償を規定し、補償額決定の手続を定めた」のであり、この補償の諸条項が「実際の結果において補償の賦与を打消し、補償を有名無実にしなない限りは公序の問題に触れることがない」と述べ、国有化には実質的效果を伴う補償が必要であるという立場をとっている。

東京地裁判決は、外国人財産に対する没収措置は国際法違反の不法行為責任を生ずること、従って被害者なしはその本国がその責任を追求し、求償権を行使しうることを否定しないと述べている。そして没収か否かの判断基準を、正当なる補償が即時になされる点に求めている。問題は、裁判所が何を正当なる補償と考えていたかという、補償の要件に還元できるものである。

c. そこで最後に補償の要件について、各裁判所はどの様に考えていたかを検討してみよう。

アデン判決は「国際法上、補償の意義については、補償は十分にして有効かつ即時でなければならぬと云われてきた。しかし十分な補償の内容を決定することは、裁判所にとって困難な問題である」として積極的判断を避けているが、イラン国有化の場合には、実質的に補償なしと判断し、原告たるアングロ・イラン石油会社

の主張を認めたのである。

ヴェニス判決は「補償額の支払の方法及び時期等に関するいかなる問題も、現在の政治的、歴史的、社会的及び経済的条件との関連において、更に所有権の型、性格に鑑みて評価さるべき附随的要素にすぎない」と述べ、補償の要件が相対的内容を持つもので、他の様々な要素との関係で決定されるものであるとしている。⁽⁸⁾

東京地裁判決は「イランの補償については問題があるが、確定的支払意思の表示、補償金預託口座の開設等の具体的準備が見られる以上、いわゆる収用のための補償あるものと見なすのが妥当であると考えられる」として補償のための具体的な準備があることを重視する立場をとっている。

d. 以上要約すると、国有化と補償の関係からは、アデン判決が主張する

補償なき国有化⇨没収⇨国際法違反

の公式が果して現在の国際社会において妥当なものであるか否かが問題となる。

更に補償の要件については、アデン判決の「補償は十分、有効、即時」と、ヴェニス判決の「補償は相対的概念」との二つの考え方との間の相違が問題となる。

以下、これらの問題を順次考察するが、先ずその前提条件として、補償を支払うという概念自体の根拠を考えてみたい。

二、補償を行う理論的根拠

外国人財産が、国家によって公益のために強制取得された場合、何故に補償が必要とされるのであろうか。そ

国際法における国有化と補償の法理

国際法における国有化と補償の法理

の理論的な根拠を考察してみたい。

(1) 収用に伴う犠牲負担のバランス

収用の際に補償を支払う根拠は、社会において特定個人或いは団体が、いかなる過失もないのに、社会の一般的福祉のために、その私有財産を犠牲にすることを求められ、他方社会の他の構成員は、それに応じた犠牲を要求されないという矛盾を解決する人為的手段としての公平の概念の中に見出される。従って財産を奪われた旧所有者に対して支払われる補償は、個人の財産を取得した結果、社会の多数の他のメンバーが利益を受け、その利益に見合ったものを特定の被害者に還元する性格を持つのである。つまり、収用措置に伴う犠牲のバランスを平等化するところに、補償の有する機能があると考えられるのである。⁽⁴⁾

この根拠の説明の中には二つの要素が存在している。第一は、社会は特定の個人の犠牲において利益を受けることであり、第二は、この犠牲が他人に共通に分担されることなく特定個人に集中的に課せられ、その結果補償は、社会の全構成員の間で犠牲を平等化させるために必要とされる点である。⁽⁴⁾

次に国際裁判所において、これらの要素がいかに適用されているかについて検討してみよう。

第一の要素については

・ *Sucreeie de Rouschouk* 事件 (一九二五)

ベルギー・ハンガリー混合仲裁裁判所

この事件は、原告の会社の二隻の荷物船が、一九一四年ドナウ河で、ハンガリー軍隊によって撃沈された。この措置は当初、純然たる軍事措置であると考えられ、ハンガリー側には原告の船舶に対するいかなる義務をも生

じなかつた。しかしハンガリーは沈没した二隻のうち一隻を引揚げて、これを軍用に使用した。裁判所はこのハンガリーの措置を、補償支払の義務を伴う徴用 (Requisition) の措置であるとみなした。この場合の根拠は、ハンガリーが引揚げた荷物船の使用から利益を得たという点にあったのである。⁹²

第二の要素については

・ Putegnat's Heirs 事件 (二八七二)

メキシコ・米國請求権委員会

本件において、委員会は「公益のために政府或いは当事者によって合法的に取得或いは破壊された財産は、政府によって補償が支払われなければならない。政府は財産の利益を得たのであるから、正当な補償を支払う義務がある。財産が社会全体の利益のために合法的に使用され、或いは破壊される一方で、損失が全て特定の一人に負わせられるということは、決して公平ではない」と主張した。⁹³

更に最近、國際司法裁判所においても、カルネイロ (Carneiro) 判事は、アングロ・イラニアン石油会社事件において、その反対意見中で次の様に述べている。

・ Anglo-Iranian Oil Co. 事件 (一九五二)

「今日の法において、人々が蒙った負担及び損害の配分を規定した原則以上に、よりすばらしい、又より豊かな原則は存在しないのである。損害が社会の利益において、社会の一構成員に課せられた際には、当該個人のみが全ての犠牲の負担を負うことは、不公平であろう。私 (カルネイロ) の見解によれば、同じ原則は、既に設置された企業の国有化の場合にも適用されなければならない」。⁹⁴

國際法における国有化と補償の法理

国際法における国有化と補償の法理

以上の各国際裁判所の判決の検討から、犠牲負担のバランスをとるために補償を支払うという点については、国際法的にも肯定されるものであることが明らかであろう。

(2) 不当利得

補償を行う第二の理論的根拠として、不当利得の排除という点が考えられる。

補償の理論的根拠を公益のバランスに求めた場合、個別的或いは一般的取用措置の場合にはこれで説明がつくが、より大規模で一般的性格の強い国有化の場合には、特定個人の犠牲において利益を受けるのは社会全体の構成員であるというよりは、むしろより一般的には国家である。なぜならば国有化という行為は、国家がそのナショナル・インタレストに基いて、自らの利益のためにとる措置であるからである。国有化の段階になると、国有化された財産は直接国家の管理下に入り社会構成員に迄及ばない場合も多い。例えば一九六二年に行われたセイロン国有化において、国有化された米英系石油企業三社の資産はそのままセイロン石油公社に移され、石油業という利用目的は不変のまま、特定資産の所有権が私人から国家機関へと強制的に移転されたのである。¹⁵⁾となれば補償を支払うのは名目的にせよ、実質的にせよ、社会の構成員全体ではなく国家自体であり、国家が直接に旧所有者に補償を行うのである。この場合、補償支払の根拠は公益のバランスでは説明がつかず、別の点に根拠を求めなければならない。私はこれを法の一般原則に含まれる不当利得の概念の中に求めたいと考えるのである。

この原則は、他人の犠牲において、自ら不当な利益をあげた一方の当事者は、損害を蒙った他の当事者に、適正な損害の補償を行わなければならないという内容を持っている。不当利得が国際法上の原則であることを支持する学者としては、Friedmann,¹⁶⁾ Fatouros,¹⁷⁾ Dowson,¹⁸⁾ O'Connell,¹⁹⁾ Nwogugu²⁰⁾ 等がゐる。

この原則が機能するためには、次の三つの基本的条件が満たされなければならない。

- 被告が利益をうけ、原告が損害を蒙ること
- それが共に同一行為から出たものであること
- 被告が利益を受けることに正当な理由がないこと

しかし不当利得の適用には、被告の悪意 (bad faith) を必要としな²⁰⁾。

国際裁判において、この原則が適用された数少ない例の一つに、Lena Goldfield 事件がある。

この事件は、英国の会社、Lena Goldfield がソヴィエト政府との協定を信用して、ソヴィエト領域内における金鉱に多額の資本を投下したが、ソヴィエトの経済政策の変更に伴い、会社の操業が妨げられ、その財産は差押えられた。仲裁裁判所は次の様に述べた。

「ソヴィエト政府の行為は、根本的な契約違反であった。その結果、Lena Goldfield 会社は、契約に基づく将来の負担から解除され、不当に奪われた利益に対し、金銭上の補償を受ける権利を有する。通常の法原則に基けば、これは損害賠償請求権を構成する。しかし本裁判所は、その裁定の基礎として、不当利得の原則を選ぶものである。ただしいずれの場合も、その金額は同一である²¹⁾」。

この原則を補償に適用した場合、裁定額は当該措置から国家が受けた利益の額を基準として、補償額が決定されなければならない。

この様にして、国有化の如く、私人の財産権が直接に国家利益のために取得せられる場合においては、補償の根拠としては不当利得の概念が、より妥当性を有すると考えられる。しかし、この概念の適用に当っては次の如

国際法における国有化と補償の法理

き問題点も考えられる。すなわち、不当利得自体、損害賠償の範囲を定める機能を有するが、損害賠償は元来、違法行為に対するものである。しかし国有化行為自体は、無差別、条約遵守等の制約を除けば、合法的性格を有する。従って国有化に対する補償は、国際法上の違法行為の結果として要求される損害賠償とは、法的に異なる性質のものである点である。²⁸⁾

三、補償の法的性質

(1) 補償の性質

外国人財産の国有化の場合、国家は影響を与えた個人に補償を支払わなければならないと一般的に云われている。その場合、補償を支払う義務の性質は何かという問題が生ずる。

すなわち

(a) 補償の支払いは、国有化行為を合法化する要件であるか、それとも

(b) 補償の義務は、本来合法である国有化行為の結果にすぎないものであるかの二つの見解が可能である。

(a)の如く、補償なき国有化が国際法に違反するものであるならば、その責任の理由は、国有化行為それ自体の中にあるものと考えざるをえない。

(b)の如く、国有化が合法であると考えられる場合、責任は、国際法によって必要とされる補償支払の責任不履行と関係してくる。この場合、補償は違法行為に対する損害賠償の性格を持つものではなく、国有化による被害

者の本国からの補償請求権に対する支払いの問題となってくる。

右の如き分類の必要性がどこにあるかと云えば、これは主として次の様な点において重要性を持つのである。

もし補償なき国有化が、それ自体、国際法に違反するものであれば、国際法上の強制的慣習的手段、特に原状回復の要求が、国有化という違法行為に対して行われ、これは補償額の決定にも影響を持つてくる。この様にして、国有化の際に原状回復の請求がなされ、その訴えが認められると、国有化国は国有化した財産と同一のものを旧所有者に返還せざるを得ず、返還を受けた旧所有者は、これを使って再び事業を開始する。これは「経済的原因に基づき、特定財産を、その利用目的を変えないままに私的所有から国家へと強制的に移転させる」という国有化の本質自体を否定することとなり、特定財産を国家へ移すという形態での国有化は不可能となる。これは現実の国際社会における慣行と明らかに矛盾するものである。

他方、もし国有化が、同様に外国人財産に影響を与える場合でも、国有化措置自体は合法的行為であるとみなされれば、補償の不支払に關し、国際法上の強制的慣習的手段は、かかる補償支払を求めるためのみ用いられ、国有化行為に伴う財産の移転はもはや争われないことを意味するのである。

(2) 補償と損害賠償

国際法における補償の根拠は、前述の如く特定の財産所有者に帰せられた負担を、社会構成員全体の負担に還元するというバランスの觀念及び不当利得の觀念に求められるものである。従って、第二次大戦前に一般的であった収用行為は、国際法上認められた適法行為で、国際法違反の違法行為ではないから、収用行為に基づく補償は、損害賠償の性格を持つものではない。

国際法における国有化と補償の法理

損害賠償は、違法行為の結果を解消させる原状回復に代わるものとして要求されるのであって、単に失われた財産そのものに見合う直接損害だけを補償するのではなく、得べかりし利益（間接損害）をも補償しなければならないものである。しかるに、収用行為においては、国家は法律の規定に基づいて適法に財産を取得したのであって、あくまで適法行為なのである。

補償規定を有し、無差別等の原則に合致する収用が、適法となるための条件に関しては、常設国際司法裁判所が、ホルジョウ工場事件に関する判決の中で明らかにしている。

「裁判所が、ジュネーブ条約に違反するものと判断したポーランドの行為は、収用——それを適法とするには公正な補償の支払だけが欠如していたことになるであろう——ではないのである」²⁴。

要するに収用を合法化するための要件は、公正な補償 (fair compensation) の支払なのである。

これに反して、国際法に違反する違法行為（例えば差別的国有化、国有財産の収用等）の場合は、それに伴う直接損害だけでなく、先ず原状回復或いは原状回復に見合った金銭支払、次に間接損害の賠償が要求されるのである。

国家によって不当に取得された私有財産に対し、原状回復の義務が伴うものである点についても、同じホルジョウ工場に関する常設国際司法裁判所の判決は次の如く述べている。

「工場の没収——これはジュネーブ条約により禁止されている——は、その時は、工場を回復する義務と、もしこれが不可能である場合には、補償時におけるその価格を支払うべき義務（すなわち原状回復に代わるためのもの）を伴う訳である」²⁵。

従って、損害賠償の際には、先ず原状回復の措置をとることが必要であり、原状回復が不可能或いは実効性が期待しえない場合に限り、その次の措置として、原状回復に見合った金額の支払義務が要請されるのである。

以上の点を総合して、常設国際司法裁判所は次の如く云う。

「不法行為の現実的觀念に含まれた本質的原則……によれば、賠償は出来うる限り不法行為の一切の結果を拭い去り、もしその行為が行われなかったならば、おそらく存在した筈の状態を回復することにある。原状回復 (Restitution in kind) なし、これが不可能な場合には、原状回復が持つ価格に相当する金額の支払い、もし必要ならば、原状回復またはそれに代わる金額の支払いによって償われない損失に対する損害賠償を認めること——これが国際法に違反する行為に対して支払われるべき補償額の決定に仕える諸原則である」。

(3) 国有化と補償

以上の点から、収用行為は、公正な補償の支払がある場合には合法であり、収用行為自体に補償義務が含まれていることが明らかになった。では国有化行為の場合、補償との関係はどの様なものであろうか。

先ず国有化行為自体の合法性について検討してみよう。

一般に私人が享有する財産権の根拠は、財産所在地の法律によって与えられたものである。したがって、私人はその国の定める法律の範囲内においてのみ、所有権その他の権利を行使しうるのである。この点について常設国際司法裁判所は次の如く云う。

「原則上、個人の財産権及び契約上の諸権利は、いずれの国においても、国内法に依存するものである²⁸⁾。したがって外国人の財産が、その本国以外にある場合、領域主権の原則により、外国人の私有財産は、これを

国際法における国有化と補償の法理

絶体に犯してはならないという一般原則を、法理論の上からは肯定することが出来ない。それ故、たとえ外国人の財産が国有化の対象となる場合においても、合法性の条件を別とすれば、国家が外国人財産に対し国有化等の侵害行為を行うこと、それ自体が現行国際法において禁止されていると主張することは出来ない。

以上のことから次の二点が必然的に推論される。

まず第一は、国有化がそれ自体、違法なものでない限り、国家としては原状回復とか、或いはそれに相当する損害賠償までも要求できる訳ではない。とするならば、合法的収用に対する補償は、収用時における公正な財産価格であり、不法な収用に対する補償は、違法行為の結果を一掃するに足る賠償であると区別した、ホルジョウ工場事件に関する常設国際司法裁判所の判決は、合法的国有化と違法な国有化を区別するメルクマールとして、原則的に国有化にもあてはまるものであろう。

第二は、補償が、国有化行為を合法化するための要件ではなく、本来合法である国有化行為の結果にすぎないものである点である。そして国有化の際の補償問題は、国有化措置が採られた後に、被害者の本国から要求される請求権と関係してくる。したがって補償の支払自体が、国有化の効力発生要件とみることは困難である。

最後に補償という面から、第二次大戦前に支配的であった収用と、それ以後の国有化とを比較してみると、収用には「公正な補償」の支払という要件が内蔵され、実体的に機能しているのに対し、国有化の場合には、補償は成立要件ではなく、国有化措置の事後処理に際して、外国からの請求権という形で問題となってくる、極めて手続的なものと考えられ、この面からも、収用と国有化とを区別すべき必要性が存在するのである。

- (1) 先進資本主義諸国における「十分、即時、実効的」補償の概念の成立過程については、拙稿「国際法における外国人財産尊重概念の変質」一橋論叢五六卷一号 九九頁以下。
- (2) 第二次大戦後の国有化は現在迄のところ総数約四〇件である。詳しくは拙稿「第二次大戦後の国有化の動向について」一橋論叢五八卷四号、九五頁。
- (3) アデン最高裁判所、一九五三年一月九日の判決の内容については、比較法雑誌第二卷二・三・四合併号 三二九—三四六頁。
- (4) ヴェニス民事裁判所、一九五三年三月一日の判決の内容については、比較法雑誌第二卷二・三・四合併号 三四七—三五三頁。
- (5) イラン石油国有化法（一九五一・五・一）の関係条文は次の通りである。
 第二条 政府は混合委員会の監督の下に、旧アングロ・イラン石油会社を即時に収用すべきものとする。
 若し会社が政府に対する諸権利を理由として、即時引渡しを拒否する場合には、政府は相互の合意を以て、会社
 の将来の権利を充たす保障として、経営費控除の上、石油の通常収入の二五％を最大限度として、ミリ・イラン銀
 行その他の銀行に預入れる権限を有する。
- 第三条 政府は、混合委員会の監督の下に、政府並に会社の正当なる諸権利を審査し、国会両院にこれについて提案
 を行い、両院の協賛を得た上、これを実行する権限を有する。
- (6) 東京地方裁判所、一九五三年五月二七日の判決の内容については、
 下級裁判所民事裁判例集第四卷
 比較法雑誌第二卷一・三・四合併号 三五四—三六四頁。
- (7) 比較法雑誌 三三五頁。

国際法における国有化と補償の法理

国際法における国有化と補償の法理

- (8) ヴェニス判決の控訴審がローマ民事裁判所において行われ、一九五四年七月一四日に判決がなされた。その際、裁判所は、

「一般に承認された国際法規範によれば、損失補償額は収用の対象物の価値に十分見合うものであることを要求されない。なんらかの補償が行われることをもって足りる」。

と述べている。 American Journal of International Law, Vol. 49, (1955) No. 2, pp. 259—261.

- (9) Bin Cheng, 'The Rationale of Compensation for Expropriation,' The Grotius Society, Vol. 44, (1962) p. 297.

- (10) すなわち、公益のために行われる収用措置は、社会構成員全員の負担において営まれるべきものであるが、実際にはその対象となる財産が、特定の個人の所有にかかっているので、その財産所有者に一切の負担を負わせ、その犠牲において収用措置を行い、公益の要求を充たすものである。そこには、いわゆる不平等の負担、犠牲の特定化が存在し、平等構念のバランスが崩れるので、このバランスを回復し、特定化された犠牲を社会全体の負担に組みかえるために行われるのが補償である。国家は補償の形で、旧財産所有者の損害を補填し、その額を、改めて課税又は利用料金等の形で、利益を受けた他の社会構成員から徴収して、収用措置に伴う犠牲のバランスを平等化する手続として、補償を行う根拠があるのである。

なお国内法上の損失補償については、柳瀬良幹「公用負担法」二六九頁以下。

- (11) Bin Cheng, op. cit., p. 298.
(12) do.
(13) Moore, 'International Arbitration' Vol. 4, p. 3718.
(14) International Court of Justice. Reports (1952) p. 162.

⑤ サイロンの国有化について、

拙稿「サイロンにおける石油企業国有化」*Neue Forschung*, Nr. 3. 17頁以下。

⑥ W. Friedmann, 'Law in a Changing Society' (1959) p. 456.

⑦ A. Fatouros, 'Government Guarantees to Foreign Investment' (1962) pp. 308—309.

⑧ J. Dawson, 'Unjust Enrichment' (1951)

⑨ O'Connell, 'Unjust Enrichment' *American Journal of Comparative Law* Vol. 5, (1956) p. 2.

⑩ E. Nwogugu 'The Legal Problems of Foreign Investment in Developing Countries.' (1965) pp. 179—180.

⑪ *Ibid.* p. 180.

⑫ *Ibid.* p. 181.

⑬ その他、ブメラシンゲ (C. F. Amerasinghe) は、不当利得の概念を国有化に適用する問題として、不当利得は元来正当な理由がない (sine causa) ものであるならず、その場合必然的に、国有化を行った根拠たる国内法の法的効力を否定する要素を持ち、論理的には国有化を行う権利自体を否定するものであるとみる。

C. F. Amerasinghe, 'State Responsibility for Injuries to Aliens.' 1967. p. 149.

⑭ Permanent Court of International Justice. Series A, No. 67, p. 47.

⑮ *Ibid.* p. 48.

⑯ *do.*

皆川洗「国際法判例要録」一九一頁。

横田喜三郎「国際判例研究Ⅰ」一三五頁。

⑯ P. C. I. J. Series A/B, No. 74, pp. 18—19.

国際法における国有化と補償の法理

国際法における国有化と補償の法理

- ②⑧ 田畑茂一郎「国有化をめぐる国際法上の問題点」外国資産国有化と国際法、七一八頁。
②⑨ 学説、国家の実行、国連における決議等については、

C. F. Amerasinghe, *op. cit.*, pp. 130—132.